

和光市環境づくり市民会議規則

和光市環境基本計画とそれに続く実行計画は、公募の市民等で構成された市民会議の提案が基になって策定されました。ここに市民が行政と協力して、環境基本計画による和光市の良好な環境の実現に向けて、施策を進めるための組織を作ります。

(名称)

第1条

この会は、和光市環境づくり市民会議(以下、本会といいます)と称します。

(目的)

第2条

本会は、和光市と協働して和光市環境基本計画及び実行計画を推進・実行すると共に、これらに関する提言・点検・評価を行います。

また、この目的を達成するために、他団体との交流、ネットワークづくりや広報活動など独自の事業を行うことができます。

(会員)

第3条

本会の目的に賛同する和光市内在住・在勤・在学の者及び市内に事業所のある企業・団体等は、いつでも会員となることができます。

2 入・退会をするときは、書面により会長に届け出ます。

(組織)

第4条

本会に、会長及び副会長それぞれ1名を置きます。

2 会長・副会長は、会員の互選により全体会において選出します。その任期は2年とします。ただし、再任を妨げません。

3 会長は、会務を総理し、本会を代表します。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理します。

5 事務局は、和光市市民環境部環境課に置きます。

(会議)

第5条

本会は会員全員で構成された全体会を開催し、総括的な意思決定をします。

(顧問)

第6条

本会に、専門的知識・技術が必要な時に学識経験者等を顧問としておくことができます。

(その他)

第7条

この規則に定めるものの他、本会の運営に関して必要なことは、会長が全体会に諮って定めることができます。

附則

この規則は、平成17年 6月21日より施行します。

附則

この規則は、平成20年 3月18日より施行します。

附則

この規則は、平成28年 3月15日より施行します。